

## 第10回平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震緊急災害対策本部会議概要

1 開催日時：平成23年3月15日（火） 12：33～12：53

2 場所：官邸4階大会議室

3 出席者：

【本部長】菅直人内閣総理大臣

【副本部長】松本龍内閣府特命担当大臣（防災）・環境大臣、

枝野幸男内閣官房長官・内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策）

【本部員】片山善博総務大臣・内閣府特命担当大臣（地域主権推進）・地域活性化担当大臣、江田五月法務大臣、松本剛明外務大臣〈代理：伴野外務副大臣〉、野田佳彦財務大臣、高木義明文部科学大臣、細川律夫厚生労働大臣、鹿野道彦農林水産大臣、海江田万里経済産業大臣、大畠章宏国土交通大臣・海洋政策担当大臣、北澤俊美防衛大臣、中野寛成国家公安委員会委員長・公務員制度改革担当大臣・拉致問題担当大臣、自見庄三郎郵政改革担当大臣・内閣府特命担当大臣（金融）、蓮舫内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全、行政刷新）・節電啓発等担当大臣、与謝野馨内閣府特命担当大臣（経済財政政策、少子化対策、男女共同参画）・社会保障・税一体改革担当大臣、玄葉光一郎国家戦略担当大臣・内閣府特命担当大臣（「新しい公共」、科学技術政策）・宇宙開発担当大臣、近藤昭一環境副大臣、伊藤哲朗内閣危機管理監

【その他】藤井内閣官房副長官、福山内閣官房副長官、瀧野内閣官房副長官、辻元内閣総理大臣補佐官

4 配布資料

- ・平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震について（第45報）（緊急災害対策本部・原子力災害対策本部提出資料）
- ・「東北地方太平洋沖地震」被災地域に対する物資支援に係る予備費使用について（内閣府提出資料）
- ・主要緊急物資の支援状況（緊急災害対策本部提出資料）
- ・事案対処班（有明（調整チーム））の組織（緊急災害対策本部提出資料）
- ・平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震の被害状況と警察措置（第86報）（警察庁提出資料）
- ・平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震（第40報）（消防庁提出資料）
- ・東北地方太平洋沖地震（その11）（外務省の対応）（外務省提出資料）
- ・平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震の被害状況及び対応について（第14報）（厚生労働省提出）
- ・福島第一原子力発電所2号機の状況について（経済産業省提出資料）

- ・ 東北地方太平洋沖・中越地震（第 17 報）（国土交通省提出資料）
- ・ 防災上の留意事項（気象庁提出資料）
- ・ 平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震に対する自衛隊の活動状況 3 月 15 日 07 時 00 分現在）（防衛省提出資料）
- ・ 平成 23 年東北地方太平洋沖地震の対処の状況（防衛省提出資料）
- ・ 平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震による被害情報について（文部科学省提出資料）
- ・ 平成 23 年東北地方太平洋沖地震について【第 12 報】（環境省提出資料）

## 5 議事次第

1. 開会（内閣官房長官）
2. 内閣総理大臣（内閣総理大臣）
3. 各省庁からの報告  
    対応状況等について（各大臣）
4. 内閣総理大臣（内閣総理大臣）
5. 閉会（内閣官房長官）

## 6 議事概要

### （1）内閣総理大臣より冒頭発言

地震発生から 5 日目を迎えた。多くの方が被災され、そして多くの方を救出してきたが、残念ながら多くの方が亡くなられ、行方不明となっている。これからも救出・救済活動が続けていくが、一方では避難所等におられる多くの方々の手当に段々と比重を移していかなければならない。たいへん大きな地震であるために、色々な物資等を捌く体制を、防災担当大臣の下で進めていただいているが、さらに強力に推し進めなければならない。組織力、情報、移動手段を持っている自衛隊が中心となって、担っていただくことがもっとも有効ではないか。指揮する防衛大臣に対して、防災担当大臣から自衛隊としてやってほしいと伝えるのか、やり方は両大臣にお任せする。多くの方が寒い中で、食べ物・水・毛布・そして燃料を待っている。そうした皆さんに対する手当に全力を挙げていただきたい。

こうした活動の中で既にケガをされている方もいらっしゃるが、なんとしても、国民の皆様の生命を救うと同時に、しっかりした救済を推し進めるために、乗り越えて頑張り抜くという覚悟を改めて高めようということを申し上げて、私からの挨拶とさせていただきます。どうか一層頑張ってください。

### （2）資料に基づき、出席者より説明。

### （3）上記のほか主な発言は次の通り。

○避難者の増加、避難生活の長期化に対応できるよう、引き続き、避難所、病院等を中心に支援を実施していく。

特に被害の大きい岩手県、宮城県及び福島県を対象地域として、緊急に必要な物資の調達に必要な経費を全額国費で支弁するため、302億円の予備費を使用することを、昨日の持ち回り閣議で決定したところ。(防災担当大臣)

- 防災担当大臣の動きをしっかりとフォローしたい。(国家公安委員会委員長)
- 支援を申し出ているところと、それから支援がほしいところとのマッチングについては、市長会にもお願いした。(総務大臣)
- 各方面から生活関連物資が不足しているとの声を伺っている。特にガソリン・軽油等が入手できないとの苦情をたくさんお聞きしている。

石油供給能力は、我が国全体としては問題がないが、3カ所の製油所が被災するなど、個別企業毎に差がある。企業間での積極的な製品融通、全国の製油所の稼働率の引き上げ、輸出製品の国内への振り向けにより、十分な石油製品が確保できるよう、石油業界に対し、強く働きかける。

これに加え、昨日、個々の石油事業者がより円滑な供給体制を確保できるよう、石油備蓄法第7条第1項に基づき、民間備蓄義務の水準を1ヶ月の間、3日分126万KL引き下げることにした。

また、乾電池、懐中電灯、ガスボンベなど生活必需品が店頭で不足している、との苦情もお聞きしている。このため、昨日付で、関係団体を通じ、生活必需品の生産体制と円滑な供給体制の整備を要請した。

更に、被災者の方々が生活必需品等を購入するため必要な場合には、クレジットカードの上限額の緩和や、被災者の債務の支払につき、支払条件の変更等の柔軟かつ適切な対応をするよう、クレジットカード会社に要請したところ。

被災地の工場が相次ぎ操業を停止し、昨日までに生産を再開した企業はほとんどない。今週中の生産再開を目指す企業がある一方、化学プラント等では、再開まで一週間以上の期間を見込んでいる。

災害や輪番停電が企業の生産に与える影響、企業の生産状況についてしっかりと把握し、対応していく。

12日の激甚災害の指定を受けて、14日より、被災中小企業に対して、信用保証協会による100%保証や日本公庫、商工中金等による災害復旧貸付の金利引き下げを開始した。

あわせて、日本公庫、商工中金等において、震災後しばらくの間は、既往債務の返済猶予の申込みができないことに配慮し、返済猶予の申請が遅れても遅延損害金が発生しないよう対応する。今後、被災された中小企業の方々の状況を十分に把握し、その対策にさらに万全を期す。(経済産業大臣)

- 釜石港、宮古港は開港済み。仙台塩釜港は明日中を目指している。燃料支援の申し出に対しては、経産省で対応をよろしくお願いしたい。(国土交通大臣)
- 明日から、地方公共団体及び民間からの救援物資の自衛隊による輸送を開始する。食料の所在リスト、担当者リストをいただきたい。各県に1カ所ずつ駐屯地を指定するので、支援物資をそこに集めてほしい。燃料の調達制限から自衛隊を外し

てもらいたい。(防衛大臣)

○1日間の要請分で一番多かったのは3月13日の143万食、これに対しておにぎり・弁当159万食、飲料水558万リットルの調達が可能で、水産庁の船舶でも輸送している。防衛大臣をはじめ、関係省庁に食料確保・調達に協力いただきたい。(農林水産大臣)

○ボランティアの要望が多い。対応を始めたい。(辻元総理補佐官)

○燃料が逼迫している。(総務大臣)

○資源エネルギー庁長官にも伝えている。分配システムを組み立て直したい。(防災担当大臣)

○医療用の緊急自動車も燃料が足りていない。よろしくお願ひしたい。(厚生労働大臣)

(以上)

※本会議概要は各種資料等を元に、平成24年3月1日に作成。